

中央新幹線の沿線への環境影響について

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性									地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ	
				環境影響を受ける恐れのある対象等										
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間			大阪
東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良	大阪					
① 大気環境	大気質	大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局の箇所数）	環境基本法に基づき、大気の汚染に関し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として「大気の汚染に係る環境基準」が定められている。 大気汚染の測定局は一般環境大気測定局や自動車排出ガス測定局の2種類があり、このうち一般環境大気測定局は、特定の大气汚染物質発生源（工場・事業場、自動車等）の影響を直接受けない場所に設置され、住宅地等の一般的な生活空間における測定を実施している。 「日平均値の年間98%値」とは、1年間の測定で得られた日平均値を大小順に並べたとき、小さい方から数えて98目に当たる値のことであり、環境基準の達成状況の評価に用いられる。 また、大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設から排出される大気汚染物質の排出基準が施設の種類・規模に応じて定められており、大気汚染が深刻な地域においては、さらに厳しい規制基準が総量規制基準として定められている。総量規制基準が適用される地域を総量規制指定地域といい、硫酸化物及び窒素酸化物について地域指定が行われている。	36箇所	15箇所	3箇所	0箇所	10箇所	3箇所	29箇所	12箇所	5箇所	37箇所	在来型新幹線及び超電導リニアとも、走行に伴う動力源は電気であることから、大気質に影響を及ぼす要因は基本的に考えられないため、影響は無いものと考えられる。 超電導リニアの場合は、補助的に車上電源としてガスタービン発電方式を使用しており、必要に応じ適切な対策を講じるなど、影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。
		二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）（2008年度、単位：ppm）	0.021～0.06 ppm	0.021～0.06 ppm	0.017～0.026 ppm	—	0.020～0.032 ppm	0.021～0.04 ppm	0.021～0.06 ppm	0～0.04 ppm	0.021～0.04 ppm	0.021～0.06 ppm		
		大気汚染の観測結果は、概ね環境基準を満足している。	二酸化窒素濃度の測定結果は、すべての測定局で大気汚染に係る環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を満足している。 また、当該地域は、大気汚染防止法の総量規制指定地域とはなっていない。					大気汚染の観測結果は、概ね環境基準を満足している。						
	NOx総量規制地域	総量規制は、工場・事業場が集合し、汚染物質の発生施設ごとの排出規制では環境基準の確保が困難である場合に、地域全体の排出総量を削減するために用いられる規制手法。 地域を指定し、総量削減計画に基づいて、個々の発生施設ごとの排出基準よりも厳しい基準が設けられる。	23区5市 ※東京都特別区等が指定されている。	2市 ※横浜市等が指定されている。	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	15市 ※大阪市等が指定されている。	
	NOx・PM法対策地域	自動車NOx・PM法は、初めは窒素酸化物（NOx）を抑制することを目的に、1992年に制定された「自動車NOx法」という法律であったが、多くの地域で二酸化窒素の環境基準をクリアしていないことや粒子状物質（PM）が健康に悪影響を及ぼしているという問題などを受けて、2001年6月に、新たに粒子状物質の抑制も含め制定されたものである。 自動車から排出されるNOx・PMの総量削減基本方針・総量削減計画、車種規制（対策地域のトラック、バス、ディーゼル車等に適用される使用規制）、事業者排出抑制対策（事業者による自動車使用管理計画の作成等）などが含まれている。	23区22市 ※東京都特別区等が指定されている。	7市1町 ※横浜市等が指定されている。	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	20市6町1村 ※名古屋市等が指定されている。	3市3町 ※四日市市等が指定されている。	0箇所	20市 ※大阪市等が指定されている。		
	騒音	騒音規制法及び振動規制法に基づき、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全する必要があると認める地域が、騒音・振動についての規制地域として定められている。規制地域における事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音・振動については、規制基準が定められている。また、自動車騒音及び道路交通振動については、要請限度（措置を要請する限度）が定められている。 悪臭防止法に基づき、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域が、悪臭についての規制地域として定められている。規制地域における事業活動に伴って発生する悪臭について、規制基準が定められている。	規制地域がある市町村 23区22市	規制地域がある市町村 7市	規制地域がある市町村 8箇所	※静岡市については、エリア内に規制地域は定められていない。	規制地域がある市町村 22箇所	規制地域がある市町村 7市2町	規制地域がある市町村 20市6町1村	規制地域がある市町村 8市5町	規制地域がある市町村 4市4町1村	規制地域がある市町村 20市	在来型新幹線は「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」があり、超電導リニアは「超電導磁気浮上式鉄道実用技術評価委員会報告（H21.7）」において、「新幹線鉄道に係る騒音環境基準」を適用し、当該基準を満たす結果が実測データにより報告されている。明かりフードや緩衝工の設置等の環境保全措置により基準値を達成できると考えており、これら所要の対策を講じ影響が生じないようにする。 地盤振動については、同委員会報告において、基準とする「新幹線振動対策に係る指針値」を十分満足する実測データが得られていることから、特段の対策は要しないと考えられる。	
	振動	規制地域がある市町村 23区22市	規制地域がある市町村 7市	規制地域がある市町村 13箇所	規制地域がある市町村 7箇所	※静岡市については、エリア内に規制地域は定められていない。	規制地域がある市町村 7市2町	規制地域がある市町村 20市6町1村	規制地域がある市町村 8市5町	規制地域がある市町村 4市4町1村	規制地域がある市町村 20市			
	悪臭	規制地域がある市町村 23区22市1村	規制地域がある市町村 7市2町1村	規制地域がある市町村 7箇所	規制地域がある市町村 7箇所	※静岡市については、エリア内に規制地域は定められていない。	規制地域がある市町村 7市2町	規制地域がある市町村 20市6町1村	規制地域がある市町村 8市5町	規制地域がある市町村 4市4町1村	規制地域がある市町村 20市	規制地域がある市町村 20市	在来型新幹線及び超電導リニアとも、悪臭を発生する要因はなく、影響はないものと考えられる。	
			(河川) AA類型 1km A類型 41km B類型 93km C類型 148km D類型 96km E類型 16km	(河川) A類型 56km B類型 36km C類型 5km D類型 25km E類型 1km (湖沼) A類型 1箇所	(河川) AA類型 78km A類型 140km B類型 38km C類型 8km (湖沼) A類型 2箇所	(河川) AA類型 53km A類型 1km	(河川) AA類型 116km A類型 218km B類型 70km C類型 16km (湖沼) A類型 3箇所	(河川) AA類型 12km A類型 162km B類型 87km C類型 8km	(河川) A類型 28km B類型 7km C類型 23km D類型 92km E類型 76km	(河川) AA類型 60km A類型 299km B類型 42km C類型 18km	(河川) A類型 50km B類型 14km C類型 51km (湖沼) A類型 1箇所	(河川) A類型 30km B類型 127km C類型 29km D類型 73km		

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性									地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ		
				環境影響を受ける恐れのある対象等											
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間				
				東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良		大阪	
② 水環境	環境基準 類型指定		環境基本法に基づき、公共用水域の水質汚濁に関し、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「水質汚濁に係る環境基準」が定められている。 湖沼水質保全特別措置法は、水域が閉鎖的で水質汚濁が繰り返やすく、元の状態に戻りにくい性質を持つ湖沼の保全のため、水質汚濁防止法の特別措置として制定された。	河川については、AA類型区間が約1km、A類型区間が約41km、B類型区間が約93km、C類型区間が約148km、D類型区間が約96km、E類型区間が約16km存在する。	河川については、A類型区間が約56km、B類型区間が約36km、C類型区間が約5km、D類型区間が約25km、E類型区間が約1km存在する。 湖沼については、A類型の湖沼が1箇所存在する。	河川については、AA類型区間が約78km、A類型区間が約140km、B類型区間が約38km、C類型区間が約8km存在する。 湖沼については、A類型の湖沼が2箇所存在する。 富士川水系、天竜川水系に属する河川が存在する。 諏訪湖は湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である。	河川については、AA類型区間が約53km、A類型区間が約1km存在する。 富士川水系、天竜川水系に属する河川が存在する。	河川については、AA類型区間が約70km、C類型区間が約16km存在する。 湖沼については、A類型の湖沼が3箇所存在する。 東側では富士川水系及び相模川水系、西側では天竜川水系及び木曾川水系に属する河川が存在する。	河川については、AA類型区間が約12km、A類型区間が約162km、B類型区間が約87km、C類型区間が約8km存在する。	河川については、A類型区間が約28km、B類型区間が約7km、C類型区間が約23km、D類型区間が約92km、E類型区間が約76km存在する。	河川については、AA類型区間が約60km、A類型区間が約299km、B類型区間が約42km、D類型区間が約18km存在する。	河川については、A類型区間が約50km、B類型区間が約14km、C類型区間が約51km存在する。 湖沼については、A類型の湖沼が1箇所存在する。	河川については、A類型区間が約30km、B類型区間が約127km、C類型区間が約29km、D類型区間が約73km存在する。	三大都市圏の中心地を擁する東京・愛知・大阪では、AA、A類型が約1割、同じく神奈川、岐阜、三重、奈良ではAA、A類型が4～7割程度に増える、山梨～長野ではAA、A類型がさらに8割以上となっている。 新幹線鉄道整備事業における河川水質等への影響としては、駅や車両基地からの排水が考えられる。今後、具体的な通過地域を定める過程において、当該地域の近隣河川水質に極力影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。	
	工業用水 法指定地域		工業用水法に基づき指定される地域であり、指定地域内では、一定規模以上の工業用井戸から地下水を採取する場合、都道府県知事の許可が必要となる。	指定地域がある市町村 8区 ※東京都特別区が指定されている。	指定地域がある市町村 1市 ※川崎市が指定されている。	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	指定地域がある市町村 8市5町1村 ※名古屋市等が指定されている。	指定地域がある市町村 1市 ※四日市市が指定されている。	0市町村	指定地域がある市町村 13市 ※大阪市等が指定されている。	大都市圏において規制が存在する。規制エリアにおいて一定規模以上の地下水の利用を行う場合には、関係法令に基づく対応を行う必要がある。
	建築物用 地下水採取 規制指定地域		建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき指定される地域であり、工業用水法と同様に、指定地域内の一定規模以上の井戸から地下水（冷房、暖房、水洗便所、自動車の洗車、公衆浴場用）をくみ上げる場合は、都道府県知事の許可が必要となる。	指定地域がある市町村 23区 ※東京都特別区が指定されている。	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	0市町村	1市 ※大阪市が指定されている。	
	代表的な 湧水		湧水とは、地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間からわき出ているもの。古くから地域の人々の生活用水や農業用水として大切に使用されており、中小河川の水源となっているものもあり、また、都会にある湧水は人々にとって潤いと安らぎの場を提供している。	168箇所	10箇所	53箇所	0箇所	4箇所	6箇所	4箇所	1箇所	1箇所	7箇所	東京都内に多くの湧水地点が見られるほか、山梨～長野間の伊那谷エリアの長野側にも多く存在する。 今後、具体的な通過地域を定める過程において、湧水等地下水への影響について、地域の状況を勘案の上、配慮する必要がある。	
要措置区域等	要措置区域			4箇所	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所		
	形質変更時要届出区域	要措置区域等は、要措置区域と形質変更時要届出区域に分類される。 土壌の汚染状態が指定基準を超過している区域のうち、土壌汚染の摂取経路があり、健康に被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域が要措置区域であり、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域が形質変更時要届出区域である。	35箇所	5箇所	2箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所	18箇所	3箇所	0箇所	40箇所	三大都市圏の中心地及びその周辺に多くの要措置区域等が存在している。 今後、具体的な通過地域を定める過程において、当該箇所の土地改変を生じざるを得ない場合等においては、関係法令に基づく対応を行う必要がある。	
	要措置区域等		4箇所の要措置区域、35箇所の形質変更時要届出区域があり、「ふっ素及びその化合物」、「六価クロム化合物」、「六価クロム化合物」などが指定されている。	5箇所の形質変更時要届出区域があり、「ふっ素及びその化合物」、「ほう素及びその化合物」などが指定されている。	1箇所の要措置区域、2箇所の形質変更時要届出区域があり、「トリクロロエチレン」、「ほう素及びその化合物」などが指定されている。	—	1箇所の形質変更時要届出区域があり、「六価クロム化合物」、「砒素及びその化合物」が指定されている。	1箇所の形質変更時要届出区域があり、「テトラクロロエチレン」、「トリクロロエチレン」、「砒素及びその化合物」、「砒素及びその化合物」などが指定されている。	3箇所の形質変更時要届出区域があり、「砒素及びその化合物」、「シス-1,2-ジクロロエチレン」などが指定されている。	—	40箇所の形質変更時要届出区域があり、「鉛及びその化合物」、「砒素及びその化合物」など多くの物質が指定されている。				

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性									地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ	
				環境影響を受ける恐れのある対象等										
				I 区間			山梨～長野間			II 区間		III 区間		
				東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良		大阪
③ 土壌環境・その他	危機にある地形			8.2km ²	4.6km ²	260km ²	0km ²	270km ²	15km ²	1.6km ²	0km ²	0km ²	2.9km ²	主として、主要河川流域の段丘地形や渓谷、山岳地帯の高原、断崖のほか、断層露頭などが推定されている。今後、具体的な通過地域を定める過程において、当該地形に極力影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。
	保存すべき地形			0km ²	130km ²	240km ²	69km ²	89km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	
				危機にある地形とは、日本の自然を代表したり、あるいは学術上貴重な存在でありながら、現在、破壊が進められていたり、あるいは破壊の恐れがある地形のこと。 保存すべき地形とは、日本のすぐれた自然景観の主たる構成要素としての地形、貴重な生物のすみかとしての地形、あるいは自然教育や環境教育、野外教育などに役立つような地形のこと。	危機にある地形として、天竜川右岸の河岸段丘と新期断層等があり、保存すべき地形として、八ヶ岳等がある。	危機にある地形として、桂川の河岸段丘と多摩丘陵おし沼切通しがあり、保存すべき地形として、相模川中流部等がある。	危機にある地形として、天竜川右岸の河岸段丘と新期断層等があり、保存すべき地形として、八ヶ岳等がある。	保存すべき地形として、白鳳渓谷、早川渓谷、雨畑渓谷等がある。	危機にある地形として、曾根丘陵の断層地形、天竜川右岸の河岸段丘と新期断層等があり、保存すべき地形として、一宮町周辺の扇状地群等がある。	危機にある地形として、坂下町の阿寺断層がある。	危機にある地形として、藤前干潟は、危険にある地形（現在著しく破壊されつつある地形）に指定されており、現状のままでは消滅すると思われるので、最も緊急な保全が要求される。	危機にある地形として、淀川のわんどがある。淀川のわんどは、危険にある地形（現在著しく破壊されつつある地形）に指定されており、現状のままでは消滅すると思われるので、最も緊急な保全が要求される。		
自然公園地域	特別保護地区			0km ²	16km ²	16km ²	29km ²	0.015km ²	0.10km ²	0km ²	4.5km ²	0km ²	0km ²	主要な自然公園として、南アルプス国立公園、明治の森高尾国定公園、丹沢大山国定公園、八ヶ岳中信高原国定公園、鈴鹿国定公園などが存在する。今後の具体的な通過地域を定める過程においてこれら自然公園（特に国立公園）に配慮する必要がある。 山梨～長野間では、伊那谷ルートに八ヶ岳中信高原国定公園、南アルプスルートに南アルプス国立公園が存在する。また、南アルプスルートにある赤石山脈及び巨摩山地は一部が国立公園等に指定されているが、指定地域外においても国立公園の候補地となっている。いずれのルートにも貴重な自然環境が存在することが確認されており、自然環境の保全に配慮する必要がある。
	第1～3種特別地域	○国立公園 「日本を代表する傑出した自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進する」ことを目的として、自然公園法（昭和32年）に基づいて環境大臣が指定する。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。環境省が出先機関を設置し、許認可をはじめとする各種の管理を行っている。特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域、海域公園地区に区分される。	21km ²	180km ²	194km ²	221km ²	170km ²	31km ²	66km ²	105km ²	47km ²	33km ²		
	普通地域		74km ²	26km ²	40km ²	0km ²	110km ²	79km ²	9.9km ²	63km ²	2.6km ²	0km ²		
		○国定公園 国立公園に準ずる自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため指定された自然公園。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。自然公園法（昭和32年）に基づき環境大臣が指定し、公園計画を樹立するが、許認可（行為許可等）をはじめとする管理は、都道府県が行うこととされている。地種区分は国立公園と同じ。 ○都道府県立自然公園 自然公園法（昭和32年）に基づく都道府県の条例により指定される。都道府県を代表する自然の風景地を都道府県立自然公園として指定する制度であり、都道府県が管理する。特別地域（第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分される。）	自然公園の面積は計95km ² 。明治の森高尾国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計220km ² 。丹沢大山国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計250km ² 。秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計250km ² 。調査範囲内は全て特別地域に相当する。南アルプス国立公園等が含まれる。	自然公園の面積は計280km ² 。東側では富士箱根伊豆国立公園等が、西側では天竜奥三河国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計110km ² 。飛騨木曾川国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計76km ² 。愛知高原国定公園、飛騨木曾川国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計170km ² 。鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計50km ² 。大和青垣国定公園、金剛生駒紀泉国定公園等が含まれる。	自然公園の面積は計33km ² 。金剛生駒紀泉国定公園等が含まれる。		

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性									地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ
				環境影響を受ける恐れのある対象等									
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間		
				東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良	
自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	○原生自然環境保全地域 自然環境保全法（昭和47年）に基づいて環境大臣が指定するもので、当該地域の自然環境を保全することが特に必要と認められ、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持している1,000ha（鳥嶼にあつては300ha）以上の土地で国公有地であることが指定の要件となっている。工作物の新設増築、土地の形状変更、動植物の採取など各種行為は原則禁止となっており、日本の自然保護地域制度の中で最も厳しい保護規制が行われている。	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	本州唯一の原生自然環境保全地区である「大井川源流部」は調査対象範囲に存在せず、この地区を通過することはない。その他の自然環境保全地域については、今後の具体的な通過地域を定める過程においてこれら地域への影響を極力回避・低減するよう配慮が必要である。
	自然環境保全地域	○自然環境保全地域 優れた自然環境を保全するため自然環境保全法（昭和47年）に基づいて環境大臣が指定した地域。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生ずる動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。特別地域、野生動植物保護地区、海域特別地区、普通地区に区分される。	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	
	県立自然環境保全地域	○都道府県立自然環境保全地域 自然環境保全法（昭和47年）の規定に基づいて、都道府県条例の定めるところにより、自然環境保全地域に準ずる自然環境の地域を都道府県知事が指定するもので、自然環境保全地域に準じた規制がなされる。	4.1km ²	23km ²	2.1km ²	6.3km ²	9.5km ²	0.5km ²	1.5km ²	0.27km ²	0km ²	0km ²	
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区制度とは、都市緑地法、首都圏近郊緑地保全法等に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度である。 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のために必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの等が指定される。 特別緑地保全地区に指定されると、建築物その他工作物の新築等、改築又は増築行為を行う場合に、都道府県知事（指定都市及び中核市においては当該都市の長）の許可が必要になる。	指定されている箇所 18箇所	指定されている箇所 60箇所 （首都圏近郊緑地保全地域 1.8km ² ）	0箇所	0箇所	0箇所	指定されている箇所 2箇所	指定されている箇所 67箇所	0箇所	0箇所	指定されている箇所 2箇所	都市内の人口が集中するエリアの環境保全を目的とするものであるため、首都圏及び中部圏に集中して存在している。今後、具体的な通過地域を定める過程において、当該箇所の改変を伴う場合は、関係法令に基づく対応を行う必要がある。	
鳥獣保護区	鳥獣保護区	鳥獣の保護を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。	220km ²	110km ²	320km ²	270km ²	190km ²	110km ²	45km ²	160km ²	27km ²	62km ²	自然公園地域付近、沿岸の干潟エリアに多く指定されている。今後、具体的な通過地域を定める過程において、地域の状況を勘案の上、保全に配慮する必要がある。
	特別保護地区	鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されている。また、多様な鳥獣の生息環境を保全するために、管理及び整備を行うが、地権者には鳥獣保護施設が設置されることについての受認義務が生ずる。 特別保護地区は、鳥獣保護区内で特に鳥獣の保護を図ることが必要な場合に指定される。	4.9km ²	22km ²	12km ²	5km ²	1km ²	4.8km ²	4.1km ²	1.2km ²	0km ²	0km ²	
		主に東京湾、多摩川流域、高尾山周辺等に鳥獣保護区が分布する。	主に相模川上流域、宮ヶ瀬湖周辺、丹沢山地等に鳥獣保護区が分布する。	八ヶ岳周辺等に鳥獣保護区がまとまって分布する。また、諏訪盆地から東側に点在する。	南アルプス周辺にまとまって鳥獣保護区が分布する。	東側・西側ともに面積の小さい鳥獣保護区が数多く点在する。	恵那山周辺や美濃三河高原周辺等に鳥獣保護区が分布する。	濃尾平野の北東の山地に鳥獣保護区が点在する。また、名古屋港周辺の河口域に点在する。	鈴鹿山脈や伊勢平野等に鳥獣保護区が分布する。	生駒山地や神野山周辺に鳥獣保護区が分布する。	生駒山地や淀川流域に鳥獣保護区が分布する。		
農業地域	農業地域	農業地域とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農地の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域。以下を対象とする。 ・国土利用計画法で指定する農業地域 ・農業振興地域の整備に関する法律第3条第2項第1号の農用地区域 ※農用地区域 農業地域の整備に関する法に定める農業振興地域内の土地で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集約的農用地などの区域。農用地区域では農地転用が厳しく制限されるほか、宅地の造成などの開発行為に対しても都道府県知事の許可が必要となる。	33km ²	110km ²	1,000km ²	170km ²	1,900km ²	310km ²	370km ²	870km ²	170km ²	15km ²	都市近郊の平地部に農業地域が集中して存在している。今後、具体的な通過地域を定める過程において、地域の状況を勘案の上、当該箇所を通過する際には、関係法令に基づく対応を行う必要がある。
	農用地区域		1.3km ²	22km ²	330km ²	4km ²	300km ²	180km ²	160km ²	320km ²	59km ²	4.2km ²	
	農業地域のうち、農用地区域の割合		4%	21%	33%	2%	16%	60%	43%	36%	35%	28%	
		多摩地区に農業地域が分布する。	主に丹沢山地の北側から東側にかけて農業地域が分布する。	概ね調査範囲の全域に農業地域が分布する。また、農業地域において農用地区域の占める割合が高い。	調査範囲の山梨県域に農業地域が分布する。	東側ではほぼ全域に、西側では主に伊那谷周辺に農業地域が分布する。	概ね全域に農業地域が分布する。また、農業地域において農用地区域の占める割合が高い。	名古屋市中心部等の市街地を除き、概ね調査範囲の全域に農業地域が分布する。	鈴鹿山脈や引地山地等の山地を除き、概ね調査範囲の全域に農業地域が分布する。	奈良市や生駒市の市街地を除き、概ね調査範囲の全域に農業地域が分布する。	牧方市の淀川流域周辺や生駒山地の山麓等に農業地域が分布する。		

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性									地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ	
				環境影響を受ける恐れのある対象等										
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間			大阪
				東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良		
森林地域	国有林			12km ² (森林地域の12%)	24km ² (森林地域の7%)	160km ² (森林地域の10%)	120km ² (森林地域の15%)	260km ² (森林地域の12%)	130km ² (森林地域の15%)	25km ² (森林地域の11%)	27km ² (森林地域の4%)	6.2km ² (森林地域の4%)	0km ²	調査範囲内の山岳地域はほとんどが森林地域となっている。また、広範囲にわたって保安林が存在している。今後、具体的な通過地域を定める過程において、当該箇所を通過する際には、関係法令に基づく対応を行う必要がある。
	地域森林計画対象民有林			86km ² (森林地域の88%)	300km ² (森林地域の93%)	1,470km ² (森林地域の90%)	710km ² (森林地域の85%)	1,820km ² (森林地域の88%)	750km ² (森林地域の85%)	210km ² (森林地域の89%)	650km ² (森林地域の96%)	160km ² (森林地域の96%)	41km ² (森林地域の100%)	
	森林地域計	森林地域とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または、同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域。 各区分は、森林法の以下の条項に規定される。 ・森林法第2条第3項の国有林 ・森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林（注）民有林：森林法第2条第3項による国有林以外の森林 ・森林法第25条第1項及び第25条の2第1項、第2項の保安林		98km ²	330km ²	1,630km ²	830km ²	2,080km ²	870km ²	240km ²	680km ²	160km ²	41km ²	
	保安林			26km ² (森林地域の26%)	200km ² (森林地域の61%)	520km ² (森林地域の32%)	540km ² (森林地域の64%)	1,070km ² (森林地域の51%)	300km ² (森林地域の35%)	93km ² (森林地域の39%)	180km ² (森林地域の26%)	16km ² (森林地域の10%)	8.2km ² (森林地域の20%)	
				主に多摩地区に森林地域が分布する。	主に相模川より西側に森林地域が分布する。丹沢山地周辺は大半が保安林の指定を受ける。	富士川上流の釜無川、天竜川を除き、概ね森林地域に相当する。	ほとんど全域が森林地域に相当する。また、森林地域の半分以上が保安林の指定を受ける。	東側では相模川の上流域周辺、甲府盆地周辺、西側では天竜川を除き、概ね森林地域に相当する。また、森林地域の半分以上が保安林の指定を受ける。	概ね全域に森林地域が分布する。恵那山周辺は大半が保安林の指定を受ける。	主に濃尾平野より東側に森林地域が分布する。	伊勢平野を除き、概ね全域に森林地域が分布する。鈴鹿山脈や引地山地は大半が保安林の指定を受ける。	奈良盆地を除き、概ね全域に森林地域が分布する。	主に生駒山地に森林地域が分布する。	
	1. 高山低木群落			0km ² (0%)	0km ² (0%)	3km ² (0.1%)	21km ² (2.4%)	0.1km ² (0.005%)	0.002km ² (0.0002%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
	2. 高山ハイデ及び風衝草地			0km ² (0%)	0km ² (0%)	6km ² (0.3%)	9km ² (1.1%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
	3. 雪田草原			0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0.1km ² (0.01%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
	4. 常緑針葉樹林自然植生			2km ² (0.2%)	0.1km ² (0.02%)	410km ² (17.9%)	270km ² (31.3%)	29km ² (1%)	19km ² (1.5%)	0.4km ² (0.03%)	0.1km ² (0.007%)	0.5km ² (0.1%)	0km ² (0%)	
	5. 落葉広葉樹林自然植生			0.5km ² (0.05%)	39km ² (5.6%)	58km ² (2.5%)	140km ² (16.7%)	63km ² (2.2%)	16km ² (1.3%)	0.3km ² (0.02%)	2km ² (0.1%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性									地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ
				環境影響を受ける恐れのある対象等									
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間		
				東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良	
④ 動物・植物・生態系等	植生区分	6. 常緑広葉樹林自然植生	2km ² (0.2%)	5km ² (0.6%)	0.1km ² (0.005%)	1km ² (0.1%)	0.5km ² (0.02%)	0.2km ² (0.01%)	4km ² (0.3%)	14km ² (0.9%)	3km ² (0.8%)	0.2km ² (0.03%)	
		7. 自然草原	0.01km ² (0.001%)	4km ² (0.5%)	9km ² (0.4%)	10km ² (1.1%)	9km ² (0.3%)	5km ² (0.4%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
		8. 自然裸地	3km ² (0.2%)	3km ² (0.4%)	8km ² (0.3%)	22km ² (2.5%)	14km ² (0.5%)	8km ² (0.6%)	0.4km ² (0.03%)	3km ² (0.2%)	0.02km ² (0.005%)	0.5km ² (0.09%)	
		9. 落葉広葉樹二次林	62km ² (5.9%)	180km ² (25.7%)	470km ² (20.5%)	190km ² (22.5%)	900km ² (31.5%)	270km ² (21.3%)	47km ² (3.9%)	78km ² (4.9%)	41km ² (10.1%)	21km ² (3.4%)	
		10. 常緑針葉樹二次林	1km ² (0.1%)	0.2km ² (0.02%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0.2km ² (0.01%)	230km ² (18.3%)	120km ² (9.9%)	63km ² (3.9%)	77km ² (18.8%)	22km ² (3.6%)	
		11. 常緑広葉樹二次林	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0.08km ² (0.007%)	8km ² (0.5%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
		12. 植林地	59km ² (5.6%)	100km ² (14.9%)	620km ² (26.7%)	140km ² (16.6%)	760km ² (26.6%)	340km ² (26.5%)	90km ² (7.5%)	550km ² (34.3%)	66km ² (16.2%)	1km ² (0.2%)	
		13. 二次草原	24km ² (2.3%)	16km ² (2.3%)	26km ² (1.1%)	19km ² (2.3%)	89km ² (3.1%)	3km ² (0.2%)	8km ² (0.7%)	19km ² (1.2%)	4km ² (1%)	4km ² (0.6%)	
		14. 湿原・河川・河辺林・溪畔林・池沼植生	36km ² (3.5%)	20km ² (2.9%)	12km ² (0.5%)	1km ² (0.1%)	22km ² (0.8%)	17km ² (1.3%)	49km ² (4.1%)	61km ² (3.8%)	4km ² (1%)	35km ² (5.7%)	
		15. 牧草地・ゴルフ場・芝地	19km ² (1.8%)	16km ² (2.3%)	25km ² (1.1%)	0km ² (0%)	9km ² (0.3%)	35km ² (2.7%)	14km ² (1.1%)	26km ² (1.6%)	9km ² (2.1%)	8km ² (1.3%)	
		16. 竹林	2km ² (0.2%)	2km ² (0.3%)	0.2km ² (0.01%)	0km ² (0%)	1km ² (0.1%)	2km ² (0.1%)	0.8km ² (0.07%)	11km ² (0.7%)	2km ² (0.6%)	6km ² (0.9%)	
		17. 耕作地	57km ² (5.5%)	87km ² (12.5%)	510km ² (22%)	9km ² (1.1%)	510km ² (17.6%)	180km ² (14.1%)	350km ² (28.9%)	510km ² (31.9%)	120km ² (28.2%)	75km ² (12.3%)	
		18. 市街地	770km ² (74.2%)	220km ² (32.0%)	150km ² (6.5%)	18km ² (2.1%)	200km ² (6.9%)	150km ² (11.5%)	520km ² (43.3%)	250km ² (15.8%)	86km ² (21.0%)	440km ² (71.9%)	
		19. その他	0.5km ² (0.05%)	0.05km ² (0.007%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	260km ² (9%)	0km ² (0%)	0.1km ² (0.009%)	0.01km ² (0.0008%)	0.006km ² (0.002%)	0km ² (0%)	
合計	1,000km ² (100%)	700km ² (100%)	2,300km ² (100%)	860km ² (100%)	2,900km ² (100%)	1,300km ² (100%)	1,200km ² (100%)	1,600km ² (100%)	410km ² (100%)	610km ² (100%)			
		市街地等が大半を占める	植林地や落葉広葉樹の二次林が多い	植林地、落葉広葉樹二次林、耕作地等の人為的な植生が占める割合が高い。	常緑針葉樹林自然植生や落葉広葉樹二次林が占める割合が高い。	落葉広葉樹二次林、植林地、耕作地等の人為的な植生が占める割合が高い。	植林地や広葉樹の二次林が多い	市街地が大半を占める	植林地や耕作地が大半を占める	樹林地・耕作地・市街地が混在する	市街地が大半を占める		
		1. 高山低木群落	0km ² (0%)	0km ² (0%)	3km ² (0.1%)	21km ² (2.4%)	0.1km ² (0.005%)	0.002km ² (0.0002%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
		2. 高山ハイデ及び風衝草地	0km ² (0%)	0km ² (0%)	6km ² (0.3%)	9km ² (1.1%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
		3. 雪田草原	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0.1km ² (0.01%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
		4. 常緑針葉樹林自然植生	2km ² (0.2%)	0.1km ² (0.02%)	410km ² (17.9%)	270km ² (31.3%)	29km ² (1%)	19km ² (1.5%)	0.4km ² (0.03%)	0.1km ² (0.007%)	0.5km ² (0.1%)	0km ² (0%)	
		5. 落葉広葉樹林自然植生	0.5km ² (0.05%)	39km ² (5.6%)	58km ² (2.5%)	140km ² (16.7%)	63km ² (2.2%)	16km ² (1.3%)	0.3km ² (0.02%)	2km ² (0.1%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
		6. 常緑広葉樹林自然植生	2km ² (0.2%)	5km ² (0.6%)	0.1km ² (0.005%)	1km ² (0.1%)	0.5km ² (0.02%)	0.2km ² (0.01%)	4km ² (0.3%)	14km ² (0.9%)	3km ² (0.8%)	0.2km ² (0.03%)	
		7. 自然草原	0.01km ² (0.001%)	4km ² (0.5%)	9km ² (0.4%)	10km ² (1.1%)	9km ² (0.3%)	5km ² (0.4%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	0km ² (0%)	
		8. 自然裸地	3km ² (0.2%)	3km ² (0.4%)	8km ² (0.3%)	22km ² (2.5%)	14km ² (0.5%)	8km ² (0.6%)	0.4km ² (0.03%)	3km ² (0.2%)	0.02km ² (0.005%)	0.5km ² (0.09%)	
		その他の植生	1,000km ² (99.3%)	650km ² (92.9%)	1,813km ² (78.4%)	377km ² (44.7%)	2,751km ² (96%)	1,200km ² (96.2%)	1,200km ² (99.6%)	1,600km ² (98.8%)	400km ² (99.1%)	610km ² (99.9%)	
		合計	1,000km ² (100%)	700km ² (100%)	2,300km ² (100%)	860km ² (100%)	2,900km ² (100%)	1,300km ² (100%)	1,200km ² (100%)	1,600km ² (100%)	410km ² (100%)	610km ² (100%)	

自然性の高い植生は山梨～長野間の南アルプスエリア、伊那谷エリアに特に多い。他のエリアでは一部の自然公園エリア付近にみられる。特に南アルプスエリアでは、垂直分布によると高山帯・亜高山帯の割合が約40%、山地帯以上で約80%となっており、希少な植生が存在しているエリアである。南アルプスルートでは、高山帯・亜高山帯は、すべてトンネルで通過すると想定される。今後、具体的な通過地点を定める過程において極力影響を回避・低減するよう配慮する必要がある。

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性										地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ									
				環境影響を受ける恐れのある対象等																			
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間												
東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良	大阪														
自然性の高い植生			植生区分のうち、過去に人為的な改変を受けておらず、原生の植生が分布する地域。高山帯の植生や樹林・草地等の自然植生が該当する。																				
				針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は、高尾山や多摩川周辺等に主に分布しており、全体の約0.7%を占める。	針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は、丹沢山地や相模川周辺等に主に分布しており、全体の約7.1%を占める。	植生区分1～3に相当する高山帯の植生は、八ヶ岳連峰の稜線付近等に分布しており、全体の約0.4%を占める。針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は全体の約21.1%を占めており、特に常緑針葉樹林自然植生が占める割合が高い。	植生区分1～3に相当する高山帯の植生は、南アルプスの稜線付近を中心として分布しており、全体の約3.5%を占める。雪田草原は、調査範囲で唯一本エリアに分布している。針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は全体の約51.7%と過半数を占めており、特に常緑針葉樹林自然植生や落葉広葉樹林自然植生が大半を占める。	植生区分1～3に相当する高山帯の植生は、南アルプスの稜線付近を主として分布しており、全体の約4.0%と少ない。	植生区分1～3に相当する高山帯の植生は少なく、高山低木群落やわづかに存在する程度。針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は、恵那山周辺等に主に分布しており、全体の約3.8%を占める。	針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は、美濃三河高原等に点在しており、全体の約0.4%を占める。	針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は、鈴鹿山脈や引地山地等に主に分布しており、全体の約1.2%を占める。	針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は、春日山周辺等に主に分布しており、全体の約0.9%を占める。	針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は、生駒山地等に点在しており、全体の約0.1%を占める。										
森林垂直分布		高山帯 亜高山帯 山地帯 丘陵帯 その他 合計	南アルプスについては、「南アルプス学術総論」により、標高の違いにより成立する森林植生が具体的に整理されている。	10km ² (0.4%)	30km ² (3.5%)	0.1km ² (0.005%)	110km ² (4.6%)	320km ² (37%)	130km ² (4.4%)	1,300km ² (57.4%)	390km ² (45.1%)	1,300km ² (46%)	170km ² (7.6%)	74km ² (8.6%)	690km ² (24.2%)	690km ² (29.9%)	49km ² (5.8%)	730km ² (25.4%)	2,300km ² (100%)	860km ² (100%)	2,900km ² (100%)	山地帯の割合が半分以上を占める。	山地帯・亜高山帯の割合が最も高く、全体の約半分を占める。
				82箇所	74箇所	19箇所	22箇所	46箇所	29箇所	14箇所	19箇所	5箇所	3箇所	17km ²	40km ²	83km ²	130km ²	120km ²	1.7km ²	0.7km ²	2.2km ²	3.8km ²	0.1km ²
特定植物群落	分布地	分布地域	特定植物群落は、わが国の植物相を形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落である。環境省による、第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査により、分布状況等が把握された。	特定植物群落の分布地が3箇所、分布地域が82箇所、分布面積が17km ² 分布する。特定植物群落は、23区等の市街地に点在するとともに、高尾山の自然林等、神奈川県境付近の植生が比較的大きな面積を占める。	特定植物群落の分布地が1箇所、分布地域が19箇所、分布面積が83km ² 分布する。特定植物群落は、八ヶ岳連峰周辺の自然植生が多く指定されるとともに、比較的大きな面積を占める。	特定植物群落の分布地が3箇所、分布地域が22箇所、分布面積が130km ² 分布する。特定植物群落は、南アルプス周辺の自然植生や高山帯・亜高山帯の植生が多く指定されるとともに、比較的大きな面積を占めている。	特定植物群落の分布地が2箇所、分布地域が46箇所、分布面積が120km ² 分布する。特定植物群落は、東側では概ねエリア全体に点在しており、西側では南アルプス周辺及び長野県と岐阜県との県境付近の植生が多く指定されている。	特定植物群落の分布地が0箇所、分布地域が29箇所、分布面積が1.7km ² 分布する。特定植物群落は、比較的小規模な植生が点在する。	特定植物群落の分布地が0箇所、分布地域が14箇所、分布面積が0.7km ² 分布する。特定植物群落は、比較的小規模な植生が点在する。	特定植物群落の分布地が13箇所、分布地域が19箇所、分布面積が2.2km ² 分布する。特定植物群落は、春日山周辺の自然植生が比較的大きな面積を占める。	特定植物群落の分布地が1箇所、分布地域が5箇所、分布面積が3.8km ² 分布する。特定植物群落は、生駒山地周辺に点在する。	特定植物群落の分布地が2箇所、分布地域が3箇所、分布面積が0.1km ² 分布する。特定植物群落は、生駒山地周辺に点在する。	主として主な自然公園付近に存在する。選定基準により貴重度が定められており、今後、具体的な通過地域を定める過程において影響を回避低減する必要がある。南アルプスルートにおいて、赤石山脈の自然植生が見られるが、トンネルの抗口により改変の可能性が生じる場合は、極力影響を回避・低減するよう配慮する必要がある。										
				巨樹・巨木は、悠久の時間によって育まれたわが国の森林・樹木の象徴的存在であり、良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして人々の心よりどころとなるなど、保全すべき自然として重要である。環境省による第4回自然環境保全基礎調査（1988年度）において巨樹・巨木林調査を行うにあたり、「地上から130cmの位置で幹周（幹の円周）が300cm以上の樹木を対象とする」と定めており、巨樹の目安となる。また、巨樹が数本の群生や、広範囲に広がりを持って生えている場合には巨木林となる。	巨樹が計19本分布し、イチヨウ、ケヤキ等が多い。巨木林は1.4km ² 分布し、ムクノキ、クスノキ、イチヨウ林が占める。	巨樹が計162本分布し、ケヤキ、イチヨウ、スダジイ等が多い。巨木林は0.7km ² 分布し、モミ林が占める。	巨樹が計279本分布し、ケヤキ、スギ、アカマツ、エドヒガン、モミ等が多い。巨木林は0.6km ² 分布し、ケヤキ、スギ、モミ、イチヨウ林が多くを占める。	巨樹が計7本分布し、スギが2本、イチヨウ、エドヒガン等が1本存在する。	巨樹が計384本分布し、ケヤキ、スギ、イチヨウ、エドヒガン、カヤ等が多い。巨木林は0.8km ² 分布し、ミズナラ、ケヤキ、スギ、イチヨウ林が多くを占める。	巨樹が計97本分布し、スギ、イチヨウ、カヤ等が多い。巨木林は0.2km ² 分布し、ケヤキ、スギ林が占める。	巨樹が計186本分布し、クスノキ、イチヨウ、ムクノキ等が多い。巨木林は0.02km ² 分布し、イチヨウ、スギ林が多くを占める。	巨樹が計195本分布し、スギ、ケヤキ、クスノキ等が多い。巨木林は0.02km ² 分布し、スダジイ、スギ林が占める。	巨樹が計53本分布し、スギ、クスノキ、ツブラジイ等が多い。巨木林は0.3km ² 分布し、クスノキ、スギ、ツブラジイ林が占める。	巨樹が計123本分布し、クスノキ、イチヨウ、エノキ等が多い。巨木林は0.08km ² 分布し、ムクノキ林が占める。	調査範囲内に広く分布、点在している。今後、具体的な通過地域を定める過程において、地域の状況を勘案の上、保全に配慮する必要がある。								

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性										地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ																								
				環境影響を受ける恐れのある対象等																																		
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間																											
				東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良	大阪																									
藻場・干潟	ラムサール条約湿地		<p>潮干狩りなどを通じて我々にとって身近な自然である干潟は、魚類や貝類の生息の場であるばかりでなく、シギ類やチドリ類などの渡り鳥にとって重要な採餌及び休息の場でもある。また藻場は沿岸域に生息する生物の生息地を構成する重要な要素であり、その独自の生物相は生態学的にも水産資源保護の見地からも注目される存在である。藻場・干潟調査は、このようにきわめて重要な存在である干潟・藻場について、これらの分布状況や消滅状況を把握する目的で実施された。</p> <p>ラムサール条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、各締約国がその領域内にある湿地を1ヶ所以上指定し、条約事務局に登録するとともに、湿地及びその動植物、特に水鳥の保全促進のために各締約国がとるべき措置等について規定している。日本での登録条件は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的に重要な湿地であること ・国の法律により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること ・地元住民などから登録への賛意が得られること 	1.7km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	3.4km ²	5.8km ²	0km ²	0.4km ²	東京湾岸及び伊勢湾岸の一部に存在する。特に伊勢湾の藤前干潟はラムサール条約登録干潟であり、当該箇所を極力回避するよう配慮する必要がある。																							
				高洲等が存在する。							庄内川口等が存在する。	員弁川河口等が存在する。		大和川河口等が存在する。																								
都道府県独自制度	⑤ 景観		<p>各都道府県の条例に基づき、自然景観、自然環境等の保全を目的とした都道府県独自の制度が定められている。</p> <p>緑地保全地域（東京都）：樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域</p> <p>歴史環境保全地域（東京都）：歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域</p> <p>里山保全地域（東京都）：雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息し、又は生息する良好な自然を形成することができる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域</p>	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	今後、具体的な通過地域を定める過程において、各々の制度の趣旨を踏まえ地域の状況を勘案の上、保全に配慮する必要がある。																							
				<table border="1"> <tr> <th colspan="3">東京</th> <th colspan="3">山梨</th> <th colspan="3">長野</th> <th colspan="3">岐阜</th> </tr> <tr> <th>緑地保全地域</th> <th>歴史環境保全地域</th> <th>里山保全地域</th> <th>緑地保全地域</th> <th>歴史環境保全地域</th> <th>里山保全地域</th> <th>緑地保全地域</th> <th>歴史環境保全地域</th> <th>里山保全地域</th> <th>緑地保全地域</th> <th>歴史環境保全地域</th> <th>里山保全地域</th> </tr> <tr> <td>1.1</td> <td>0.9</td> <td>0.1</td> <td>7.9</td> <td>0.1</td> <td>0.3</td> <td>5.6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1.5</td> <td>1.1</td> <td>22.3</td> <td>4.8</td> <td>0.1</td> </tr> </table> <p>東京都条例で定められている緑地保全地域が1.1km²、歴史環境保全地域が0.9km²、里山保全地域が0.1km²存在する。</p> <p>山梨県条例で定められている景観保存地区が7.9km²、歴史景観保全地区が0.1km²存在する。また、長野県条例で定められている郷土環境保全地域が0.3km²存在する。</p> <p>山梨県条例で定められている景観保存地区が1.5km²、歴史景観保全地区が1.1km²存在する。また、長野県条例で定められている郷土環境保全地域が22.3km²存在する。</p> <p>岐阜県条例で定められている緑地環境保全地域普通地区が4.8km²、緑地環境保全地域特別地区が0.1km²存在する。</p> <p>奈良県条例で定められている景観保存地区が0.6km²、環境保存地区が20.0km²存在する。</p> <p>緑地環境保全地域（岐阜県）：緑地環境保全地域は、市街地、水辺地、その他、これに類する自然環境を有する土地であって、自然環境を保全することにより、地域の良好な生活環境の維持に資することを目的として指定された土地</p> <p>景観保存地区（山梨県）：すぐれた自然景観を保存することが必要な地区 歴史景観保全地区（山梨県）：歴史的または郷土的に特色のある地域のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区 郷土環境保全地域（長野県）：周辺の生活環境を含む自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域</p> <p>景観保全地区（奈良県）：森林、草地、山岳、高原、丘陵、古墳、溪谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区 環境保存地区（奈良県）：道路の沿道、市街地及びこれらの周辺で、良好な環境を保全するために積極的な緑化等の推進を図ることが必要な地区</p>	東京			山梨			長野			岐阜			緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域	緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域	緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域	緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域	1.1	0.9	0.1	7.9	0.1	0.3	5.6	-	-	1.5
東京			山梨			長野			岐阜																													
緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域	緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域	緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域	緑地保全地域	歴史環境保全地域	里山保全地域																											
1.1	0.9	0.1	7.9	0.1	0.3	5.6	-	-	1.5	1.1	22.3	4.8	0.1																									

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性									地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ	
				環境影響を受ける恐れのある対象等										
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間			
東京	神奈川	伊那谷エリア	南アルプスエリア	共通エリア	岐阜	愛知	三重	奈良	大阪					
自然景観資源	火山			0箇所	0箇所	37箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	主として、主要河川流域の段丘地形や渓谷、山岳地帯の高原、断崖のほか、断層露頭などが推定されている。今後、具体的な通過地域を定める過程において、当該自然景観資源に極力影響を及ぼさないよう配慮する必要がある。
	鍾乳洞			0箇所	0箇所	4箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	
	非火山性弧峰			0箇所	0箇所	5箇所	0箇所	3箇所	2箇所	10箇所	7箇所	1箇所	3箇所	
	噴泉・湧水群			0箇所	0箇所	29箇所	15箇所	11箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
	罫穴群			0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	
	カール			0km ²	0km ²	0km ²	6km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	
	大断層崖			0km ²	0km ²	0km ²	3km ²	17km ²	16km ²	0km ²	1km ²	0km ²	0km ²	
	断崖・岸壁		自然景観資源調査は、自然環境保全上重要な要素である自然景観について、その現況を全国的視野で把握するため、視対象である自然景観の基盤（骨格）を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象に着目して、それらの位置及び特性等を調査する目的で実施された。	0km ²	0km ²	0km ²	51km ²	26km ²	0km ²	0km ²	0.06km ²	0km ²	0km ²	
	河成段丘		調査の対象となった自然景観は、視対象である自然景観の基盤をなす地形、地質及び自然景観として認識される自然現象であること等の観点を基本に選定された。	0km ²	2km ²	316km ²	0km ²	175km ²	0.009km ²	0km ²	85km ²	0km ²	0km ²	
	流れ山群			0km ²	0km ²	8km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	
	湖沼・湿原			0.2km ²	0km ²	14km ²	0km ²	11km ²	0.09km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0.1km ²	
	火山性高原			0km ²	0km ²	30km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	
	火山群			0km ²	0km ²	254km ²	0km ²	18km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	
	非火山性高原			0km ²	0km ²	75km ²	2km ²	32km ²	1km ²	0km ²	10km ²	0km ²	0km ²	
	非対称山稜			0km ²	0km ²	0km ²	1km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	
顕著な自然現象を記録する地形			0km ²	0km ²	0km ²	0km ²	9km ²	0.1km ²	0km ²	0km ²	0km ²	0km ²		
				滝、小規模の湖沼等が点在する。	丹沢山地附近に滝、河成段丘等が存在する。	伊那谷沿いに段丘が広がり、ハヶ岳周辺などに火山群等が分布する。	断崖・岸壁が広がり、滝が多く点在する。	伊那谷沿いの段丘が一部広がる。	滝等が点在する他、恵那山附近に大断層崖が存在する。	滝、非火山性弧峰が点在する。	鈴鹿山脈附近に滝や河成段丘が存在する。	滝が点在する。	生駒山地附近に滝、湖沼等が点在する。	
⑥ 触れ合い活動の場	主要な観光地			142箇所	81箇所	37箇所	3箇所	49箇所	24箇所	42箇所	20箇所	3箇所	8箇所	エリア全域に分布するが人口が集中する都市圏近傍に、より多くなっている。今後、具体的な通過地域を定める過程において、地域の状況を勘案の上、保全に配慮する必要がある。
				主要な観光地が142箇所存在する。	主要な観光地が81箇所存在する。	主要な観光地が37箇所存在する。高原、公園等がエリア内全域に広く分布している。	主要な観光地が3箇所存在する。	主要な観光地が49箇所存在する。東側、西側ともに温泉、公園等が概ね全域に渡って存在している。	主要な観光地が24箇所存在する。	主要な観光地が42箇所存在する。	主要な観光地が20箇所存在する。	主要な観光地が3箇所存在する。	主要な観光地が8箇所存在する。	
⑦ 文化財	国及び県指定の史跡・名称・天然記念物	国指定		59箇所	5箇所	18箇所	1箇所	20箇所	17箇所	16箇所	29箇所	45箇所	22箇所	エリア全域に分布するが人口が集中する都市圏近傍に、より多くなっている。今後、具体的な通過地域を定める過程において、地域の状況を勘案の上、保全に配慮する必要がある。
		都府県指定		302箇所	16箇所	48箇所	4箇所	95箇所	62箇所	18箇所	71箇所	19箇所	50箇所	
				国指定の史跡・名称・天然記念物が59箇所、都府県指定の史跡・旧跡・名勝・天然記念物が302箇所存在する。都心部に史跡・旧跡が多く分布している。	国指定の史跡・名称・天然記念物が5箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が16箇所存在する。丹沢山地附近には県指定天然記念物が多く分布している。	国指定の史跡・名称・天然記念物が18箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が48箇所存在する。山梨県内では北杜市附近に多くの県指定天然記念物が分布している。長野県内では伊那谷周辺に県指定史跡・天然記念物が多く分布している。	国指定の史跡・名勝・天然記念物が1箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が4箇所存在する。山梨県内の南アルプス周辺に県・国指定天然記念物が点在している。	国指定の史跡・名称・天然記念物が20箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が95箇所存在する。東側では山梨県中央部に多くの県指定天然記念物が分布している。西側では伊那谷周辺に多くの長野県指定の史跡・天然記念物が分布している。	国指定の史跡・名称・天然記念物が17箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が62箇所存在する。東側には天然記念物が、西側には史跡が多く分布している。	国指定の史跡・名称・天然記念物が16箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が18箇所存在する。名古屋市内には国指定の史跡・名勝が多く存在する。	国指定の史跡・名称・天然記念物が29箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が71箇所存在する。鈴鹿山脈附近には天然記念物が多く分布している。	国指定の史跡・名称・天然記念物が45箇所、県指定の史跡・名勝・天然記念物が19箇所存在する。国指定文化財の割合が大きく、特に奈良市中心部には国指定史跡・名勝等が多く分布している。	国指定の史跡・名称・天然記念物が22箇所、府指定の史跡・名勝・天然記念物が50箇所存在する。全域に史跡・天然記念物が広く分布している。	

環境要素	項目名	項目詳細	趣旨・目的	地域特性										地域特性の概況からみた予測・評価とりまとめ
				環境影響を受ける恐れのある対象等										
				I 区間		山梨～長野間			II 区間		III 区間			
				東京	神奈川	伊那谷エリア (山梨県)	南アルプスエリア (長野県)	共通エリア (静岡県)	岐阜	愛知	三重	奈良	大阪	
⑧ 廃棄物・温室効果ガス	産業廃棄物最終処分量		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、各都府県において、当該都府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）が定められている。	2004年度実績 1,580千t 2010年度目標 1,200千t	2006年度実績 1,460千t 2015年度目標 430千t	2003年度実績 247千t 2010年度目標 161千t	2004年度実績 93千t 2010年度目標 72千t	2003年度実績 998千t 2010年度目標 700千t	2004年度実績 249千t 2011年度目標 255千t	2006年度実績 1,413千t 2011年度目標 1,115千t	2000年度実績 345千t 2010年度目標 189千t	2005年度実績 99千t 2012年度目標 80千t	2005年度実績 670千t 2010年度目標 530千t	今後建設計画が具体化した時点において、廃棄物の減量や発生材の再利用等、廃棄物の適正処理に努めるよう配慮する必要がある。また、トンネル掘削等に伴う発生土の処理については、土捨場の選定等において、環境影響に配慮する必要がある。
	二酸化炭素排出量		地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、各都府県において、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施するように努めるよう定められている。	2000年度実績 58,860千t-CO ₂ 2020年度目標 2000年度比-25%	2006年度実績 71,660千t-CO ₂ 2020年度目標 52,760千t-CO ₂	2005年度実績 6,867千t-CO ₂ 2012年度目標 5,869千t-CO ₂ 2020年度目標 5,432千t-CO ₂	2004年度実績 16,150千t-CO ₂ 2012年度目標 14,350千t-CO ₂	2002年度実績 33,839千t-CO ₂ 2010年度目標 29,916千t-CO ₂	2004年度実績 15,800千t-CO ₂ 2010年度目標 15,120千t-CO ₂	2001年度実績 78,667千t-CO ₂ 2010年度目標 68,650千t-CO ₂	2003年度実績 27,215千t-CO ₂ 2010年度目標 25,257千t-CO ₂	2004年度実績 5,879千t-CO ₂ 2010年度目標 5,135千t-CO ₂	2002年度実績 53,970千t-CO ₂ 2010年度目標 50,180千t-CO ₂	今後建設計画が具体化した時点において、温室効果ガスの排出抑制等に努めるよう配慮する必要がある。
調査面積			1,000km ²	700km ²	2,300km ²	860km ²	2,900km ²	1,300km ²	1,200km ²	1,600km ²	410km ²	610km ²		
調査範囲内の人口			9,700千人	2,600千人	480千人	5千人	920千人	370千人	3,700千人	910千人	590千人	5,700千人		